

北九州市犯罪被害者等見舞金制度

犯罪被害にあわれた方・ご遺族へ 見舞金のご案内

北九州市では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重傷病・性犯罪の被害を負われた犯罪被害者の方を対象とした北九州市犯罪被害者等見舞金制度を創設しました。

1 対象となる犯罪被害

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※ 令和7年(2025年)4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象です。

※ 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したものの。

2 見舞金の種類と対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、北九州市内に住所を有するご遺族または被害者本人

(1)遺族見舞金【30万円】

①～⑪のうち、最も数字の小さいご遺族に支給されます。

ア ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の

⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹、⑫市長が適当と認めた親族

※ 第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、
第2順位以降のご遺族は申請できません。

(2)重傷病見舞金【10万円】

犯罪による負傷または疾病(精神疾患を含む)であって、その治療に要する期間が1ヶ月以上と医師に診断される重傷病を負った犯罪被害者本人

(3)性犯罪被害見舞金【10万円】

不同意性交等、監護者性交等(これらの未遂を除く)による被害を受けた犯罪被害者本人

※ 同一事件につき、
一世帯あたりの支給額の上限30万円
(2)、(3)の申請はいずれかを選択

3 支給されないまたは返還を求める場合

- (1) 警察等の捜査機関等への照会等により被害発生が確認できない場合
- (2) 当事者が犯罪行為を誘発したとき、当事者の責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 当事者が暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する場合
- (4) 犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

※ 上記事実が支給後に判明した場合は、見舞金を返還していただくことがあります。

4 申請期限

犯罪被害が発生した日から7年かつ当該被害を知った日から2年以内

5 相談窓口

(1) 見舞金の申請について

見舞金の申請にあたっては、上記以外にも支給要件等がありますので、まずは、お電話でお問い合わせください。

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課
電話番号:093-582-2911
(平日午前9時から午後5時)

〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎2階

(2) その他の支援について

被害に関するカウンセリングや検察庁など関係機関への同行支援など見舞金以外の支援についてはこちらにお問い合わせください。

福岡犯罪被害者総合サポートセンター
電話番号:093-582-2796
(平日午前9時から午後4時)

性暴力の被害については、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」
電話番号:092-409-8100 (#8891)
24時間・365日対応(年中無休) 相談無料・匿名相談可